

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 中井真木

本論文「直衣参内の研究——日本王朝社会の権力と服装」は、ときに「王朝の象徴」とも評される男性貴族の私服「直衣」を扱った歴史学的研究である。直衣での参内を勅許する制度と、これにともなう儀式とされてきた直衣始の実態解明を軸に、朝廷における直衣の着用とその意味について考察したものであり、その範囲は、9世紀から13世紀前半を中心としつつも、近世にまでおよんでいる。じつに430,000字を超える大作である。

全体は本論6章と「はじめに」および「結び」よりなるが、まず第一章では、現在通説となっている直衣の定義およびその問題点が確認される。直衣は正装である束帯とならんで10世紀半ばごろより文献に登場するが、その語義については、「宿直の服」の義とする少数派の野宮定基説にたいし、「常に着る衣」の義とする伊勢貞丈説が江戸時代以来、現在にいたるまで終始優勢に立ってきたが、本章では、実際の用途からみれば、直衣が天皇や貴族の私服として用いられる一方、遅くとも10世紀後半には宮中での宿直装束として公卿や四位・五位の殿上人に広く用いられていたこと、したがって語義の問題は別として、直衣の基本的性格を考えるさいには宿直装束としての側面が依然として無視できないことが確認され、これが本論文全体の出発点となっている。

第二章と第三章では直衣の着用を勅許する手続きとしての雑袍宣旨と禁色宣旨について検討される。雑袍とは正装たる位袍以外の袍を指し、直衣もそこに含まれるが、第二章では、9世紀以降、殿上人は雑袍宣旨によって、蔵人は禁色宣旨によってそれぞれ直衣の着用が勅許されていたこと、職務上活動性の高い服装が求められた近衛府と検非違使には、殿上人への雑袍宣旨とは別に雑袍の永宣旨が与えられ、地下であっても宮中で直衣や狩衣を着用できたこと、有力家門の子弟は10世紀後半以降、元服・叙爵と同時に昇殿・禁色を許されて同じく直衣を着用できたことなど、直衣勅許にいたる複数のコースが解明される。

第三章では、雑袍宣旨によって着用が認められた服装の具体的内容が検討される。ここでは表衣(袍)に紅色や白の下襲を重ねる形式を許すものであったとする説や、本来親王・公卿以上の服装である赤白椽袍・青白椽袍のみが許されたとする説など、主要な先行研究を逐一論破しつつ、あらためて雑袍宣旨の主眼が宮中の宿直装束としての直衣の着用許可にあったことが確認される。と同時に、雑袍宣旨が出現する宇多朝は、天皇の政務空間と居住空間が一体化し、天皇の生活すべてが公的性格をもつようになった時期とされるが、本章では、雑袍宣旨もこの変化に呼応した制度であったことが指摘される。

日の装束である束帯にたいし、直衣の基本的性格はあくまでも宿直装束・夜の装束という点にあったから、雑袍宣旨や禁色宣旨によってその着用が認められた者であっても、昼間それを着用して出仕することは元来規制されていたが、第四章では、そのような直衣の本来的性格が既成事実の積み重ねによって変質し、次第に直衣が昼の時間帯に進出してゆ

く過程が追跡される。その足がかりとなったのは、同じ宮中でも昼御座と殿上間以外では、その規制が緩やかだった事実であり、とくに鬼間や女性官人の詰所である台盤所、后妃親族の宿所である直廬などは、事実上、内裏内に形成された天皇外戚の私的空間として、直衣が昼間の宮中に進出する拠点となったことが明らかにされ、さらにその背景には、後宮に男性が自由に出入りし、居住もできた日本朝廷の特質があったことが指摘される。また藤原実資の『小右記』が昼の直衣姿にたいして厳しい批判をくりかえしたのにたいし、その同じ行為が『枕草子』では好意的に評価されるという視線の複数性の問題が掘りおこされ、そのせめぎあい服装文化の形成・変容の原動力になっていたことにも論及される。

第五章では、院政が開始される11世紀末以降、直衣での参内がさらに一般化し、また天皇の外戚の地位が摂関家から離れたことにより、村上源氏・閑院流藤原氏・平氏など、天皇との身内関係をもつ新興貴族があいついで台頭してくるなかで、従来の雑袍宣旨や禁色宣旨とは別に、あらためて直衣参内勅許という新たな制度が浮上してくる政治過程が解明される。とりわけ少女の舞楽が上演される11月の年中行事「五節」における帳台試と童女御覧は、直衣勅許の有無が意識される主要な場となり、この行事をめぐる多くの権力争争がくりかえされた事実が紹介され、服飾史と政治史の密接不可分な関係が究明される。

第六章では、これまでの服飾史において長く「直衣勅許後にはじめて参内すること」と誤って定義されてきた行事「直衣始」について再検討し、その結果、それは、直衣勅許とかわりなく、新たな官職などに就いた者が、その官職に就いてからはじめて直衣を着て出仕、またはたんに外出することを意味するにすぎず、参内は必須でなかったことが明快に論証される。と同時に、摂関家から鎌倉将軍家にいたる多様な直衣始の実態が紹介され、それが「儀礼化された褻」としての本質をもっていたことや、とくに鎌倉将軍家にとっては貴種性を示す効果的な演出たりえたことなどが明らかにされる。

以上の考察を経て、本論文は最後に、服飾史が古代・中世政治史研究においてもけっして周縁的ではない、むしろ中核的なテーマたりうることをあらためて確認するとともに、江戸時代の故実書を無批判に援用してきたこれまでの研究のあり方を厳しく批判し、その方法論的な克服が今後の服飾史には必要であることを提言する。

審査では、儀礼に政治性を読みとることの当否をめぐるいくつかの応酬が交わされたほか、審査委員からは、章により長短の差が大きく、構成にもっと工夫があってもよかった、服飾文化・ファッション論に関しても総括的な結論がほしかった、などの注文も出されたが、いずれも今後の研究への助言というべきものであり、本論文が直衣に関する歴大な古記録や故実書、文学作品をほぼ完全に網羅しつつ、直衣の歴史を詳細に解明した学術的意義はきわめて高く、質量ともに先行研究の水準をはるかに凌駕していること、歴史学の研究として優れていることはもちろん、国文学研究に資するところも大であることなどが全会一致で確認された。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。